

# 公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の改正

1 参議院選挙区選出議員について、次のとおり、二の都道府県の区域を区域とする選挙区を設けること。

選挙区 選挙すべき議員数

石川県及び福井県 二人（現行 石川県一人・福井県一人）

2 参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改める

こと。

選挙区 選挙すべき議員数

埼玉県 八人（現行 六人）

（別表第三関係）

## 第二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。ただし、3については、公布の日から施行すること。

（附則第一条関係）

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例によること。

(附則第二条関係)

3 この法律の施行により新たに合同選挙区都道府県となる都道府県は、この法律が施行されるまでの間に、速やかに参議院合同選挙区選挙管理委員会の設置に関する規約を定め、この法律による改正後の公職選挙法の円滑な実施を確保するため必要な準備を行うものとすること。  
(附則第三条関係)

4 その他所要の経過措置を定めること。